

大分県報

令和二年
第一〇二号
五月一日

（金曜日）

目次

規 則	一
児童福祉法第五十六条第二項負担金徴収規則の一部改正	一
公安委員会告示	一
少年指導委員の委嘱	七
公 告	七
競争入札参加者の資格に関する公示	七
一般競争入札の実施	八

規 則

児童福祉法第五十六条第二項の規定に基づく負担金徴収等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年五月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第四十九号

児童福祉法第五十六条第二項の規定に基づく負担金徴収等規則の一部を改正する規則

児童福祉法第五十六条第二項の規定に基づく負担金徴収等規則（昭和四十二年大分県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「及び別表第二」を「別表第二及び別表第三」に改め、同条第二項中「及び前年度分の所得税」を削る。

第五条第一項第一号中「自立援助ホーム」という。）の下に「並びに別表第二に定める入所施設」を加え、同項第二号中「別表第二」を「別表第三」に改め、同条第二項及び第五項中「別表第一」の下に「及び別表第二」を加える。

別表第一中

入所施設	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部及び自立援助ホーム
入所施設	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、児童院、助産施設、ファミリーホーム（法第6条の3第8項による事業を行う住居をいう。）及び里親
母子生活支援施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設通所部、児童院、助産施設、ファミリーホーム	母子生活支援施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設通所部及び自立援助ホーム

C ₁	A階層及びD階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみの（所得割のない世帯）	
C ₂	町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の額がある世帯	
D ₁	A階層及びB階層を除き、前年分の所得税課税世帯であつて、その所得税の区分が次の区分に	15,001円 ～ 40,000円	
D ₁	A階層及びC階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に	9,000円 以下	
D ₂	町村民税所得割の額の区分が次の区分に	9,001円 ～ 27,000円	
D ₃	該当する世帯	27,001円 ～	

令和二年五月一日

大分県報（規則）

該当する世帯		D ₁₀		D ₁₁		D ₁₂	
D ₃	40,001 ～ 70,000	2,303,001 ～ 3,117,000	704,001 ～ 852,000				
D ₄	70,001 ～ 183,000	3,117,001 ～ 4,173,000	852,001 ～ 1,044,000				
D ₅	183,001 ～ 403,000	4,173,001 ～ 5,334,000	1,044,001 ～ 1,225,500				
D ₆	403,001 ～ 703,000	5,334,001 ～ 6,674,000	1,225,501 ～ 1,426,500				
D ₇	703,001 ～ 1,078,000	6,674,001円以 上	1,426,501 円以上				
D ₈	1,078,001 ～ 1,632,000						
D ₉	1,632,001 ～ 2,303,000						

D ₁₀		D ₁₁		D ₁₂		D ₁₃		D ₁₄		D ₁₅	
D ₁₀	57,000 ～ 57,001	2,303,001 ～ 3,117,000	704,001 ～ 852,000	D ₁₁	93,000 ～ 93,001	3,117,001 ～ 4,173,000	852,001 ～ 1,044,000	D ₁₂	93,001 ～ 177,300	4,173,001 ～ 5,334,000	1,044,001 ～ 1,225,500
D ₄	57,001 ～ 93,000	3,117,001 ～ 4,173,000	852,001 ～ 1,044,000	D ₅	93,001 ～ 177,300	4,173,001 ～ 5,334,000	1,044,001 ～ 1,225,500	D ₆	177,301 ～ 258,100	5,334,001 ～ 6,674,000	1,225,501 ～ 1,426,500
D ₇	348,101 ～ 456,100	6,674,001円以 上	1,426,501 円以上	D ₇	258,101 ～ 348,100	6,674,001円以 上	1,426,501 円以上	D ₈	348,101 ～ 456,100		
D ₈	456,101 ～ 583,200			D ₈	348,101 ～ 456,100			D ₉	456,101 ～ 583,200		
D ₉	583,201 ～ 704,000			D ₉	456,101 ～ 583,200			D ₁₀	583,201 ～ 704,000		

D₁₀「D₁₀階層」や「C階層」及び「C₂階層」や「D₁～D₁₅階層」に該当する世帯のうち「C₁階層」や「C階層」及び「D₁～D₁₅階層」に該当する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

2 所得割の額を算定する場合には、措置児童及びその措置児童の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

「又は山林所得金額をいう。」の並びに「合計額」や「長」の並びに「ものとし、2における所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額（所得税法第22条第

2項又は第3項に規定する総所得金額又は退職所得金額若しくは山林所得金額をいう。)から、(1)又は(3)に該当する場合にあつては27万円を、(2)に該当する場合にあつては35万円を控除する」を趣旨として「国を以て法人とする」の趣旨を以て「所得税の額が8,400円」を「市町村民税所得割の額が19,000円」とする。国を以て法人とする」の趣旨を以て「国を以て法人とする」。

5 乳児院における短期入所によるC階層からD₄階層(ただし、市町村民税の額が81,000円以下の場合)までは日額1,000円、D₄階層(ただし、市町村民税の額が81,001円以上の場合)からD₁₄階層までは日額2,000円とし、これに入所措置日数を乗じて得た額を当該措置児に係る負担金の額とする。

なお、A、B階層については無料、D₁₅階層については全額徴収とする。
別表第2を次のように定める。

別表第2 (第4条、第5条関係)
負担金基準額表 (扶養義務者用)

階層区分	定義	入所施設 (障害児入所施設及び指定養育施設医療機関 (入所に限る。))	基準月額
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支給給付受給世帯		0円
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,200
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯(所得割の額のない世帯)		4,500
D ₁	A階層及びC階層を除き、		6,600
D ₂	当該年度分の		9,000
D ₃	市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に		13,500
D ₄	つて、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に		18,700
D ₅	該当する世帯		29,000
D ₆	189,001円以下	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額(全額負担。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。)	
D ₇	277,001円以下	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額(全額負担。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。)	
D ₈	348,001円以下	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額(全額負担。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。)	

D ₉	465,001 ～ 594,000	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額（全額負担。ただし、その額が85,000円を超えるときは85,000円とする。）
D ₁₀	594,001 ～ 716,000	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額（全額負担。ただし、その額が102,900円を超えるときは102,900円とする。）
D ₁₁	716,001 ～ 864,000	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額（全額負担。ただし、その額が122,500円を超えるときは122,500円とする。）
D ₁₂	864,001 ～ 1,056,000	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額（全額負担。ただし、その額が143,800円を超えるときは143,800円とする。）
D ₁₃	1,056,001 ～ 1,238,000	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額（全額負担。ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円とする。）
D ₁₄	1,238,001 ～ 1,439,000	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額（全額負担。ただし、その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。）
D ₁₅	1,439,001円以上	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額（全額負担）

備考

措置児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であつても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該世帯の基準月額を0円とする。

- (1) 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯
- (2) 「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、民法第877条の規定により現に児童を扶養しているもの世帯
- (3) 「在宅障害児(者)（社会福祉施設に措置された児童(者)、法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条に規定する自立支援給付（同法第5条第6項、第7項及び第12項から第14項までに規定する障害福祉サービスに係るものに限る。）の受給者又は同法附則第22条に規定する特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」……次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。
 - ア 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 大分県療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 (4) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困難している」と法第56条第2項の規定による市長又は地域福祉室長が認めた世帯

注1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1号に規定する均等割の額をいひ、同階層及びD₁～D₁₅階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割の額をいふ。

2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによるものとする。

- (1) 地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
 - (2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。
 - (3) 措置児童及びその措置児童の属する世帯の扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域外に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
 - (4) 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻により母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者又は同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるところとする。
 - ア 地方税法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。
 - イ 同条第3項に該当する者である場合は、地方税法第314条の2第11項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。
- 3 措置児童が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であつて小学校就学

別表第二の次に次の一表を加える。

の始期に達するまでの間にあるものである場合は、法第56条第2項の規定にかかわらず、当該措置児童にかかるとする措置費のうち実費負担に相当する部分を除いた部分については徴収しないこととする。

ただし、当該措置児童にかかるとする措置費のうち実費負担に相当する部分については、この表の基準額を上限として徴収することができる。

4 3の規定は、B階層と認定された世帯に属する措置児童が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過する前の障害児である場合についても同様とする。

別表第3（第4条、第5条関係）
負担金基準額表（本人又は扶養義務者用）

階層区分	定義	療育の給付	
		基準月額	0円
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0円
B	A階層を除き、当該年度分の市町村住民税非課税世帯	2,200	
C	A階層を除き、当該年度分の市町村住民税均等割の額のみの課税世帯	4,500	
D ₁	A階層、B階層及びC階層を除き、当該年度分の市町村住民税の課税世帯であつて、その市町村住民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	3,000円以下	5,800
D ₂		3,001円～	5,800円
D ₃		5,801～	8,700
D ₄		8,701～	13,000
D ₅		13,001～	17,400
D ₆		17,401～	22,400
D ₇		22,401～	28,200
D ₈		28,201～	58,400
D ₉		58,401～	75,000
D ₁₀		75,001～	96,600
D ₁₁		96,601～	121,800
D ₁₂		121,801～	175,500
D ₁₃		175,501～	221,100
D ₁₄		221,101～	380,800
D ₁₅		380,801～	549,000
D ₁₆		549,001～	579,900
D ₁₇		579,901～	700,900
D ₁₈		700,901～	849,000
D ₁₉		849,001～	1,041,000
D ₂₀		1,041,001円以上	全額負担

注1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D₁～D₂₀階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村住民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 所得割の額を算定する場合には、児童及びその児童の属する世帯の扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

3 この表の「全額負担」とは、児童の措置に要した費用につき、知事の支弁すべき額又は費用総額から社会保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による負担額を差し引いた残りの額を負担させることをいう。

4 日割り計算等で10円未満の端数が生じた場合、その端数は切り捨てるものとする。

5 この表は、児童に扶養義務者がいないときは適用しない。ただし、児童本人に市町村住民税が課されている場合は、当該児童について適用する。

6 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の合計所得金額（同法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、市町村住民税非課税として取り扱う。

また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であつて、市町村住民税非課税として取り扱うもの以外のものについては、1における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額（同法第313条第2項に規定する総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額をいう。）の合計額から、(1)又は(3)に該当する場合にあつては26万円を、(2)に該当する場合にあつては30万円を控除するものとする。

(1) 婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないものうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子を有するもの

(2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号又は所得税法第2条第1項第30号に規定する合計所得金額をいう。）(3)において同じ。)が500万円以下であるもの（(1)にのみ該当する者を除く。）

(3) 婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないものうち、その者と生計を一にする子を有し、前年の合計所得金額が500万円以下であるもの

附則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - 一 別表第一の改正規定 令和元年七月一日
 - 二 別表第二の改正規定(注3及び注4に係る部分を除く。) 令和元年六月一日
 - 三 別表第二の改正規定(注3及び注4に係る部分に限る。) 令和元年十月一日
(経過措置)
- 3 前項各号に定める日からこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間に児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第五十六条第二項の規定により費用徴収の対象となっていた者に係る改正後の児童福祉法第五十六条第二項の規定に基づく負担金等徴収規則の規定によって決定された額(以下「新決定額」という。)が改正前の児童福祉法第五十六条第二項の規定に基づく負担金等徴収規則の規定によって決定された額(以下「旧決定額」という。)を超える場合は、その者の負担金の額は、旧決定額によるものとする。
- 4 施行日の前日から引き続き児童福祉法第五十六条第二項の規定により費用徴収の対象となつて居る者に係る新決定額が旧決定額を超える場合は、その者の負担金の額は、旧決定額によるものとする。

○公安委員会告示

大分県公安委員会告示第48号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条第一項の規定により、次のとおり少年指導委員を委嘱した。

令和2年5月1日

大分県公安委員長 板井良助

氏名	連絡先	活動区域
工藤喜賀		
江上育代	大分市荷揚町5番6号	大分中央警察署の管轄区域
佐藤久美		
大塚昭治	大分市大字鶴崎2200番地の8	大分東警察署の管轄区域

令和二年五月一日

加藤和芳		域
足利能彦	大分市大字横瀬2212番地1	大分南警察署の管轄区域
油布吉孝		
永尾福康	別府市田の場町13番13号	別府警察署の管轄区域
佐野満子		
園田賢二		
江本雅春	国東市国東町鶴川48番地1	国東警察署の管轄区域
奥秀則	宇佐市大字上田1010番地の1	宇佐警察署の管轄区域
北哲二	中津市中央町一丁目2番10号	中津警察署の管轄区域
大田芳則	玖珠郡玖珠町大字塚脇467番地	玖珠警察署の管轄区域
河野孝文		
池内晴一	竹田市大字坪田原221番地	竹田警察署の管轄区域
勝本文雄	佐伯市大字鶴望2825番地4	佐伯警察署の管轄区域
小川忠重		
藤田喜八郎	臼杵市大字臼杵72番地の61	臼杵津久見警察署の管轄区域

○公 告

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第317号)の規定が適用される調達契約(以下「特定調達契約」という。)の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和二年五月一日

大分県知事 広瀬 勝 貞

- 一 調達をする物品等の種類
- 二 事件対応・ネット用パソコン等賃貸借契約
- 二 競争入札の参加者の資格
 - 1 競争入札に参加することができない場合
 - (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者に該当する場合

大分県報(規則・公安委告示・公告)

(二) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第百四十八号。以下「告示」という。）第八条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない場合

(三) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合

(四) 県税を滞納している場合

(五) 営業年数が一年未満である場合

(六) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。））、暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）である場合

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 年間契約実績（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）

(二) 経営規模

イ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

ロ 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）

ハ 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）

(三) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）

(四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇一八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二九五七

3 申請の時期

令和二年五月一日から同月十八日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和二年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和二年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請（毎年七月に申請受付）により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/301005youdokanzai.html>

六 競争入札参加資格の取消し等

1 競争入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該競争入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 告示第二条各号に掲げる事由に該当すると判明した場合

(三) 告示第四条第二項及び第六条第二項に規定する申請において、申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

2 1により競争入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知する。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和二年五月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 競争入札に付する事項

<p>(1) 調達をする物品等の種類 事件対応・ネット用パソコン等賃貸借契約</p> <p>(2) 借入期間 令和2年9月1日から令和7年8月31日まで（60箇月） （地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）</p> <p>(3) 納入場所 大分県警察本部及び県下の警察署</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>(1) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者</p> <p>(2) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、経営に実質的に関与していないこと。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>(3) 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類等を令和2年6月3日(水)午後5時45分までに大分県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課に提出し、審査を受け、承認を受けた者</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>(1) 申請の時期 令和2年5月1日から同月18日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p>	<p>(2) 申請書類の提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131 内線 3443</p> <p>(2) 日時 令和2年5月1日から同年6月3日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時45分まで</p> <p>5 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県警察本部警務部施設整備課用度係</p> <p>(2) 提出期限 令和2年6月5日（金）午前10時。ただし、郵送の場合は、同月4日（木）午後5時45分までに必着すること。</p> <p>7 競争入札及び開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 場所 大分県庁舎新館13階 132会議室</p> <p>(2) 日時 令和2年6月5日（金）午前10時</p> <p>(3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は、直ちにその場で行うものとする。</p> <p>8 入札保証金に関する事項 免除する。</p> <p>9 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に果を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこと</p>
---	---

<p>となるおそれがないと認められるとき。</p> <p>10 無効入札に関する事項</p> <p>大分県契約事務規則 (昭和39年大分県規則第22号) 第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>11 最低制限価格に関する事項</p> <p>設定しない。</p> <p>12 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交付場所</p> <p>前記4の(1)に同じ。</p> <p>(2) 交付日時</p> <p>前記4の(2)に同じ。</p> <p>13 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを契約の相手方とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>14 入札に関する事務を担当する部局の名称</p> <p>大分県警察本部警務部施設装備課用度係</p> <p>〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131</p> <p>15 特約事項</p> <p>この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削減があった場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。</p> <p>16 その他</p> <p>(1) 前記2の(2)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場</p>	<p>合がある。</p> <p>(2) その他の詳細は、入札説明書による。</p> <p>(3) この調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受け</p> <p>る。</p> <p>17 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of products to be rented personal computer for investigation and for the internet</p> <p>(2) Time limit for tender 10:00 am. 5 June 2020</p> <p>(3) Office Cybercrime Division, Oita Prefectural Police 3-1-1 Ohre-machi, Oita city 870-8502 Tel 097-536-2131</p>
---	---